

書 評

青木隆浩著『近代酒造業の地域的展開』

吉川弘文館，2003年（平成13）12月

B 5 版 258+IX頁，8000円。

酒造業は、発祥は近畿地方では江戸中期以降にはじまるとされる。工業地理学では酒造醸造業は地場産業でくった方がいいのか、あるいは伝統産業、近在必要産業、地域産業なのか。従来から議論されてきたところである。地場産業の範疇なのか、近在必要産業なのかは、酒造先進地である灘、伏見地方なのか東北地方、西日本なのかにより異なるのだと考えられる。北関東地方で酒造業が盛んになったのは、松平定信が江戸を上り酒だけに独占させてはならぬと判断し、近在である埼玉の吉田家など地主層に地廻り酒の醸造を振興させたに始まるものである。

その酒造業者の出自については、例えば何々家という村内地主なのか、あるいは商人、帰農武士、杜氏、郵便局長なのか、新しいところでは企業合同によるものか。

酒造業に雇用される出稼ぎ労働力は灘、伏見や江戸と天領の多い北関東の醸造地は、但馬、丹波、能登、越後など出身地と就業地が遠い長距離移動の農民に依存している。その他、西日本などは近隣地の農・漁民に依存し、近距離移動が多い。出稼ぎ労働力の移動は北関東では、天領、寺社頭が多かったために、寛政の改革、幕末の頃には越後店や近江商人などの参入が容易であった。また、北関東では新潟県頸城地方の町村史にみるごとく、出稼ぎ・人返しのように、奉公人の移動が頻繁に行われていたことを伺わせる。

本書の章立ては次のようである。

- 序 章 研究方法の検討と本研究の枠組み
- 第 I 部 清酒製造業の発展と專業型酒造家の台頭
 - 第 1 章 江戸末期～大正期の埼玉県における清酒製造業の形成過程
 - 第 2 章 埼玉県酒造家の系譜と環境認知・酒造技術
- 第 II 部 酒造組合の結成とその組織的活動
 - 第 1 章 酒造組合の結成と分裂
 - 第 2 章 技術の地域的伝播と産地間競争の

質的变化

第 3 章 飲酒規範と未成年者飲酒禁止法の制定

第 4 章 第 2 次世界大戦期の生産統制と企業整備

終 章 近代清酒製造業の地域的分化と統合

評者が本書を読んで最も感銘をうけたのは、表 9、表10を駆使して北関東という同じ産地内でも近江商人と越後店、地元地主という出身地によって地下水に対する環境認知や酒造方法が異なり、それが経営上の盛衰に大きく関係していることを究明した (p.69) 点であろう。おそらく本書の一番の価値あるところであろう。

著者の執筆動機は、酒造メーカー社長聞き取りから、埼玉県の酒造家が滋賀県、新潟県、埼玉県の出身者によって占められており、しばしば出身地ごとに親類関係を結んでいるという話を聞き、研究テーマを家と同族団に結びつけたこと、である。

以下、本文からの引用をおこなってみる。高久嶺之介やL.ラングトンの地域観の考え方に従えば、規模の格差に拘わらず、地方の在来産業が大産地ないし大規模業者の攻勢によって簡単に淘汰されず、ある地域内での地位を保持し続けてきた要因を、地域的条件や地域的アイデンティティに求められる。北関東の清酒製造業は、一般に認識されているような地主副業型の酒造家ではなく、近江商人や新潟県出身者を系譜とした專業型の酒造家によって発展してきた。これら滋賀県や新潟県出身の酒造家による店舗の展開は、同族団やそれに準ずるグループに基づいており、この組織力が地主副業型の酒造家を淘汰する大きな要因となった、と認識する。同族団や親戚関係を重んずる滋賀県や新潟県の出身者が組織的に行動して競争力を高めていったことに対して、血縁に基づく組織をあまり形成しない北関東の地元出身者は単独経営をして孤立化していった。

酒造組合の地域的動向については、第 II 部第 1 章と第 2 章で明らかにしている。第 1 章では、地方酒造組合の乱立から1890（明治23）年の関東 1 府19県酒造家連合会の結成を経て、全国酒造組合

連合会への発展とその閉会に至るまでの経緯をみていく。第2章では地域的に分化した地方酒造組合間の品質競争について、大正期を中心に論じる。

昭和期になると、酒造組合は再び全国的に結束していった。その理由は、未成年者飲酒禁止法改正案への反対運動と自主的な生産統制を行うためである。

酒造の大規模業者と中小規模業者の競争に市場の棲み分けが存在しないことは、彼らが他産地の進出に対して地元市場を確保する上で、共通の利害関係を有していることを認識させるきっかけとなった。その発端は、明治初期の酒造組合の結成にある。北関東地方で酒造組合の結成が早かった原因は、酒税法を厳守することによって市場を混乱させていた悪徳商法を排除するとともに、酒税法に基づく酒造検査が現場では検査員の独断に任されていたことから、酒造家が共同で検査の不規則制に伴う酒税法違反の偶然性を極力回避することにあった。

しかし、酒税法を守るためにだけ結成された酒造組合は数年で有名無実化した。代って、1890(明治23)年に立憲自由党の再興によって酒税増税反対運動が盛り上がると、酒造組合は対政府関係を担う組織へと変質した。対政府的要求を強化するには、酒造組合の組織的拡大が必要である。このため酒造組合は、従来の郡や府県単位から全国へと拡大していくが、同時にその話し合いのなかで産地ごとに利害関係が異なることを認識する。具体的に言えば、東北地方の酒造家が大幅な酒税減税を求めたことに対し、関東地方の酒造家は実現可能な範囲で酒税法の改正を提言し、一方、灘の酒造家は現状維持を主張した。こうして全国単位の酒造組合は、組合内部の意見対立を顕在化させたために、政府に対して強い要求をすることができず、追い打ちをかけるように立憲自由党が酒税の増税を認めたことによって対政府関係を担う意義を失った。その後、全国を単位とした酒造組合は、共通の目的を喪失したことで産地間競争を激化させ、その地域的な利害関係のために分裂した。

増税反対運動の失敗以降、各産地は競争力を強化するために酒造技術の改良を目指していった。それは、各地方の税務署による酒造技師の派遣と

品評会のあり方に顕著である。皮肉なことに、この全国レベルにおける酒造技術の改良は、後発的な東北地方や九州地方に有利であり、反対に先発的な灘・伏見や北関東における酒造家の優位性を喪失させるものであった。結果的に明治期まで顕著であった酒造技術の地域間格差は、大正期以降は縮小に向かった。ガーシェンクロンモデルと同様に、後進的な産地ほど新しい酒造技術を吸収することになり、反対に先進的な産地が伝統的な技術を保持したため、新技術の導入に則した全国酒類品評会における立場は逆転した。より具体的に言えば、全国酒類品評会において、広島県や岡山県、秋田県など甘口の清酒を造っていた産地が好成績を収め、兵庫県や埼玉県などの旧先進地が振るわなかった。そして、甘口の清酒を主力製品にしていた産地は、新興勢力として生産量の全国シェアを伸ばしていった。

ただし、旧先進地である兵庫県や埼玉県が、新興産地の台頭に全く対抗しなかったわけではない。兵庫県の清酒は全国酒類品評会で下位の成績にとどまっていたが、品評会の審査結果が市場の動向に大きな影響を与えるために、既存の利益を保持することを目的として、兵庫県の酒造家と同じ利害関係にある東京府主催の博覧会や東京府の中間流通業者による品評会において、計画的に高く評価された。一方の埼玉県は、全国酒類品評会の評価基準が酒精分とエキスの多い強濃醇酒であったことに反発し、酒精分が少なくて飲みやすい清酒をつくることによって、産地としての商品差別化を図っていった。言い換えれば、全国酒類品評会の開催が、酒造家の府県を単位とした競争意識を煽り、地域アイデンティティを強化していった。つまり、近代化によって市場の動向や品評会の成績、生産量の全国シェアが府県単位で比較されると、この状況に対応して、各府県の酒造家は品評会や市場を地域別にブロック化していったのである。

このように産地間競争が激化したことに伴って、酒造家が意識的に地域を分化した清酒製造業において、大正末期から昭和初期は大きな転換期となった。なぜなら、禁酒運動の活発化と未成年者飲酒禁止法の制定により、景気の動向に拘わらず清酒の飲酒量が減少していったからである。

自主的統制を行うほどに組織化の進んだ組合

は、逆に第二次世界大戦期における政府の戦時統制に利用された。

大正期の清酒製造業において、広島県や秋田県、山形県などの地方産地が新興産地として急成長を遂げ、一方で大産地の兵庫県が生産量を縮小した。

著者の資料分析も細かく、かつ優れている箇所がたくさんあるが、いくつか、その例をあげよう。酒造方法の比較 (p.64)、都道府県別の醸造率 (p.132)、製造石数別廃業免許場数 (p.207)、清酒製造業の利潤変動 (p.208)、主要国税の割合の変化 (p.209)、主要産地の生産量比率と順位 (p.213) など、である。著者が苦勞して資料の収集にあたったことがうかがえる。

評者の興味をもった点は、たくさんあるが、いくつかあげよう。①明治30年代以降、大蔵省主導による醸造試験所や税務署の巡回員によって、新しい酒造技術が普及していった時代のこと (p.122)、②税務署の技術指導と品評会の開催による甘口酒の台頭は、清酒に対する伝統的な価値観と産地の評価を大幅に転換したこと (p.137)、③酒造技術の全国的な平準化と酒質の甘口化は、明治期まで辛口酒を主力商品とした旧先進地に不利な条件を提示したこと、④全国酒類品評会は、清酒の質に対する評価基準を大きく転換し、新興の銘醸地を創出し、清酒製造業の産地間競争が隣り県同士を主としていたがゆえに、生産量の拡大にはあまり寄与することなく、むしろ税務署管轄内における産地の序列化を進めたこと (p.140)、⑤品

評会と市場との関連をみると、全国酒類品評会に連動する部分と、地方市場の業界標準や地方品評会によって安定的に推移する部分の二局面があると思われる。前者の傾向は、全国において審査結果のよい広島、岡山、栃木各県などであり、後者は兵庫、埼玉各県など独自路線を歩んだ産地に強くみられること (p.153)、⑥1920年代の清酒乱売競争から、1930年代の生産統制、1932年からの売れ行き不振、1935年以降、国税に対する酒税の割合が減少しており、反対に所得税の割合が増加してきていること (p.209)、⑦1940年代の企業整備に至る経緯 (p.210)、近江商人は企業整備以降も単独経営を続けた理由 (p.221) など、である。

最後に、評者が気付いた点があるのであげてみよう。①目次のところで各章に、はじめにと、おわりに、の項目があげてあること、である。はじめには序章に、おわりには終章にそれぞれ統一した方が論理性があったのではなかったか。②①との関連になるのだが、第Ⅱ部第3章飲酒規範と未成年者飲酒禁止法を本書で積極的に論述しなければならない理由は何であろうか。この1922年の法律が清酒生産に影響し、やがて生産統制へとつながるにしても。③p.208図29をもとに清酒製造業の利潤変動などを若干ながらも分析をおこなっているが、本書において近代の酒造の経営分析において、労務管理費、人件費部分を構成する杜氏の分析が行われていてもよかったのではないか。

地場産業論等研究者には必読書である。

(松田松男)